



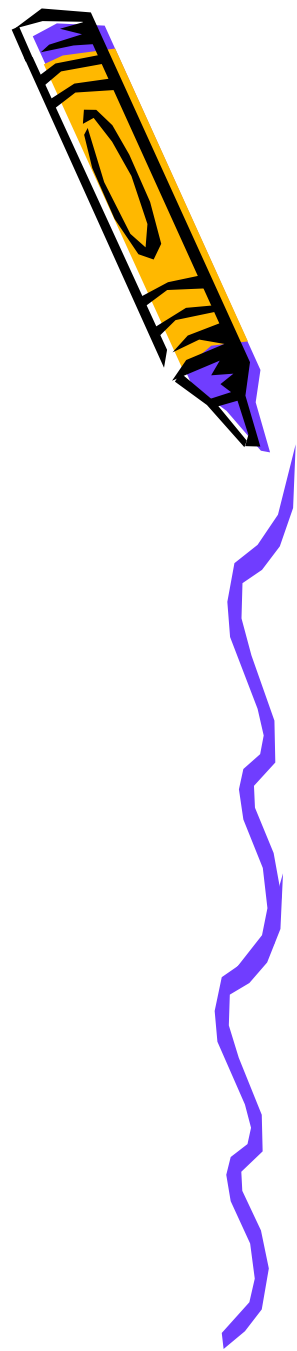
学位論文の公表と著作権

元九州大学芸術工学研究院教授

黒澤 節男

著作権と特許権の違い

- 法の目的
- 権利の発生
- 無方式主義・方式主義
- 存続期間
- 職務著作と職務発明

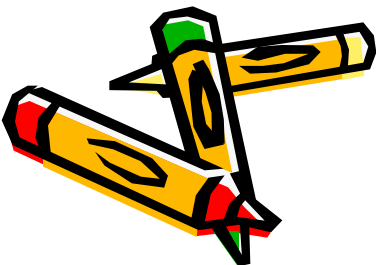


著作権制度の概要



「はじめての著作権講座
～著作権って何？～」

(著作権情報センター発行)



他人の著作物を利用する手順

我が国で保護を受ける著作物か？

NO

↓ YES

著作権の保護期間内のものか？

NO

↓ YES

自由に利用できる制限規定に該当するか？

NO

YES

(著作権者等の許諾を得る必要あり)

利 用



許諾を得て著作物を利用する

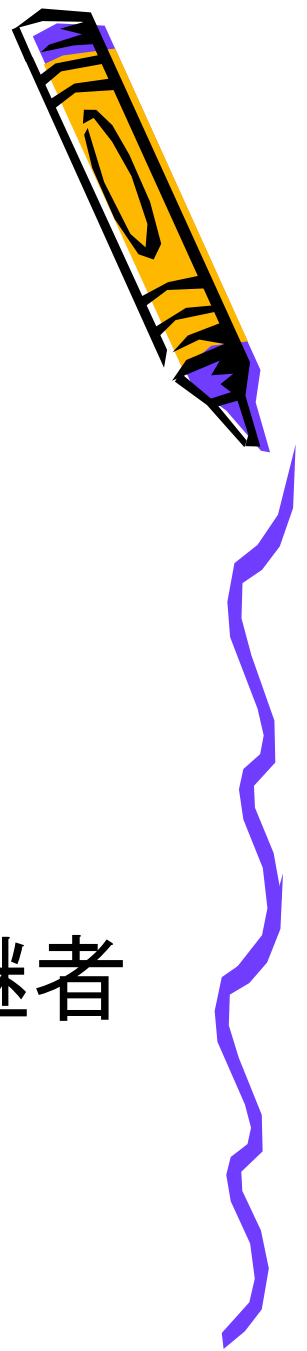


- 原則として、権利者の「許諾」を得る。
- 許諾の契約は、口頭でも可能であるが、文書など形のあるものでした方が無難。



著作者と著作権者

- 著作者＝著作権者（本人）
- 著作権者→学会
 - 出版社
 - 編集委員会
 - 遺族など著作権承継者
- 共同著作者＝全員の合意



学会への著作権の帰属



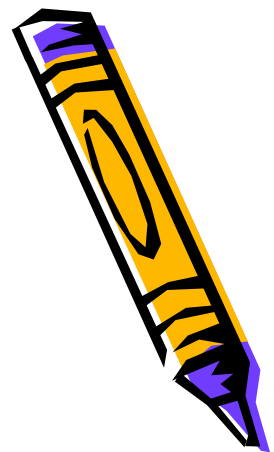
- 人文系85誌 記載33 帰属25
- 社会系87誌 47 35
- 理工系199誌 174 168

(藤田節子:投稿規定分析調査より)



無断で自由に利用して よいもの

- (1) 権利の目的とならない著作物
- (2) 保護を受けない著作物
- (3) 保護期間の消滅した著作物
- (4) 著作権の「制限規定」に該当する利用



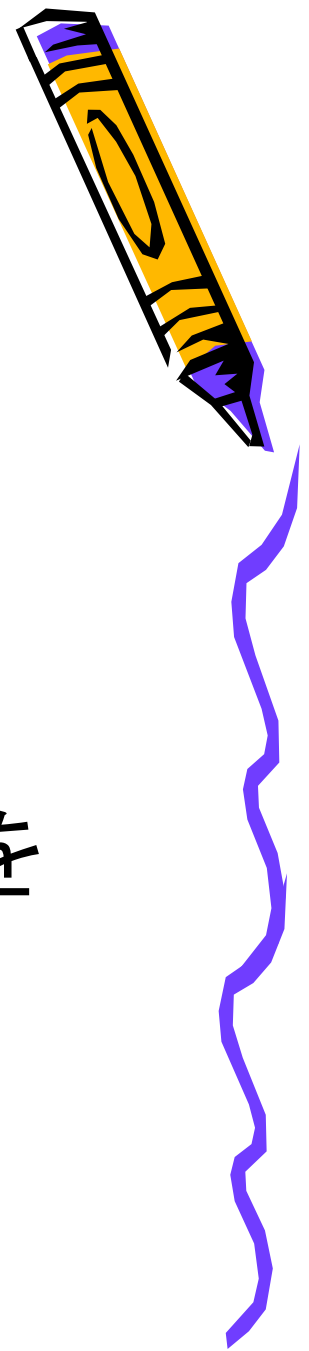
権利の目的とならない著作物

- ① 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則含む)
- ② 国、地方公共団体、独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①～③の翻訳物や編集物で国、地方公共団体、独立行政法人が作成するもの



保護を受ける著作物

- 日本国民の著作物
- 最初に国内で発行された著作物
- 条約によりわが国が保護の義務を負う著作物(164カ国)



保護期間



1. 保護期間の原則

- ① 期間は著作物の創作の時から始まる
- ② 著作者の死後50年を経過するまでの間存続
- ③ 共同著作物の場合は最後に亡くなった人から

2. 無名・変名の著作物

→ 著作物の公表後50年

3. 団体名義の著作物

→ 著作物の公表後50年

4. 映画の著作物

→ 著作物の公表後70年



写真について

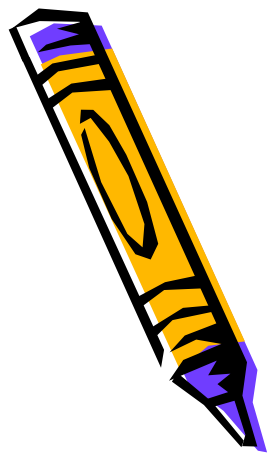
- 写真の保護期間
- 立体物(仏像)の写真と平面的な物(絵)の写真
- 出版物からの写真の利用



著作権の制限規定

これに該当すれば許諾は不要で自由に利用できる。

ただし、例外的に認められたものであるから、規定を拡大解釈をしてはならない。



制限規定のいくつかの例



- 私的使用のための複製(著作権法30条)
- 図書館における複製(31条)
- 引用(32条)
- 授業で使用するための複製(35条)
- 非営利・無料の上映、貸出(38条)

「はじめての・」 p 24 ~ 26

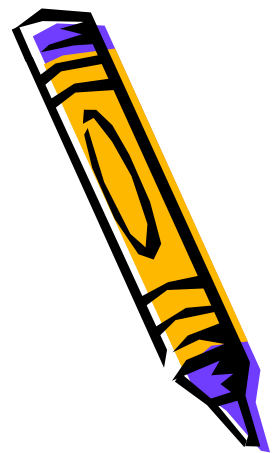


引用(32条)

- 報道、批評、研究などのために「公正な慣行に合致」かつ「正当な範囲内」
- 引用部分とそれ以外の部分との「主従」関係及び「明瞭な区分」
- 引用する必然性と必要最小限度
- 出所の明示
- 白書は説明の材料として「大幅」な転載が可能



引用部分の翻訳と翻案(改変)



- 著作権法43条では、32条の引用として利用する場合には、「翻訳」のみを「可」としており、「翻案」(改変・要約)は含まれていない。



引用と盗用(盗作)



- 「無断引用」という言葉
- 大幅な「引用」は、著作権法上の引用でなく「転載」という。
- 盗用(盗作)は、あたかも自分が著作したように、自分の文中に転載・挿入してしまうこと



出所の明示の方法



- 図書の場合

著者名、書名：副書名、版表示、出版者、
出版年、ページ

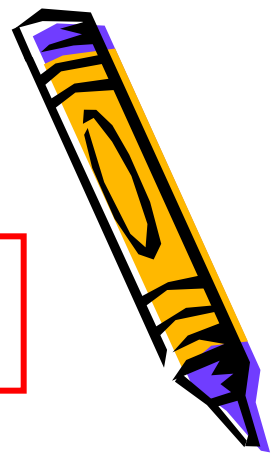
- 雑誌の場合

著者名、論文名、雑誌名、出版年、巻、号、
ページ、Webサイト、入手日付

(藤田節子「引用・参考文献の書き方」より)



学位規則の改正



- 学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）
- この省令改正を受けて、広島大学学位規則を改正（平成25年4月1日施行）
- 「印刷公表」→「インターネット公表」へ



学位規則（文部科学省令）



- 第8条 大学[・]は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から**3月以内**に、当該博士の学位の授与に係る**論文の内容の要旨**及び論文審査の結果の要旨を**インターネットの利用により**公表するものとする。



広島大学学位規則

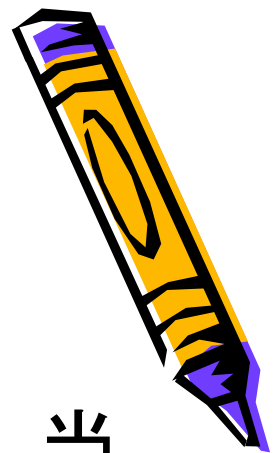


- ・ 第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から**3月以内**に、当該博士の学位の授与に係る**論文の内容の要旨**及び論文審査の結果の要旨を**インターネットの利用により**公表するものとする。



学位規則（続）

- 第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から**1年以内**に、当該博士の学位の授与に係る論文の**全文**を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。



学位規則(続)

- 第9条第2項 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、**やむを得ない事由**がある場合には、**大学**の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を**要約したもの**を公表することができる。当該大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。



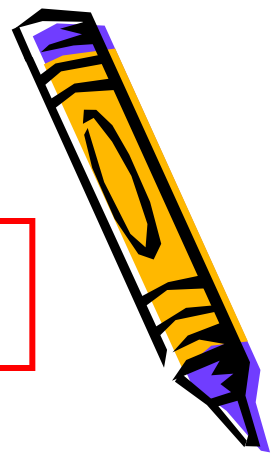
やむを得ない事由がある場合



- 論文が、立体形態による表現等INの利用による公表することができない内容
 - 論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてINの利用による公表することができない内容
 - 出版刊行、多重公表を禁止する学術誌への掲載、特許の申請等との関係でINの利用による公表が当人にとって明らかに不利益が1年を超えて生じる場合
- *「事由」が無くなった場合には全文を公表する。



学位規則(続)



- 第9条第3項 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学・の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

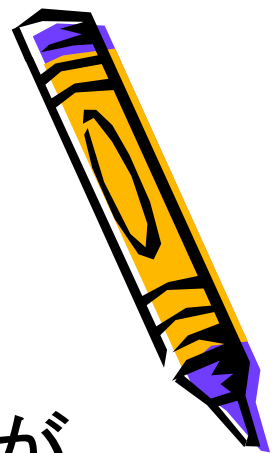


リポジトリへの登録

一般にリポジトリへの登録は、登録機関である図書館が権利者である教職員、大学院生の許諾（複製権、公衆送信権）を得て登録する手続きに入るが、今回の省令、広大学位規則の改正で、今後の学位論文については、許諾手続きをすることなく、自動的に登録することになる。



出版社、学会等の了解



- 学位論文を、雑誌等に投稿し、著作権が出版社、学会等に帰属している場合には、あらかじめ、了解を得ておく必要があるが、それらの団体においては、リポジトリへの登録は、特段の了解は必要ないと決めているところもあるので確認をする必要あり。



プライバシー・個人情報



- プライバシーや個人情報については、場合によっては、全文掲載ができない場合もあるので、注意が必要である。

